

# 8月から国保の保険証が「桃色」に変わります

各種限度額認定証などの更新受付は8月2日から開始

## 8月からは「桃色」の保険証に変更



現在の緑色の国民健康保険（国保）の被保険者証は、有効期限が7月31日です。桃色の新しい被保険者証（左写真）は、7月に市から郵送します。8月からは新しい被保険者証を医療機関へ提示してください。7月31日までに新しい被保険者証が届かないときは、市健康づくり課へ問い合わせてください。

また、国保に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、14日以内に届け出が必要です。届け出をしないと保険税を二重に支払ってしまうことがあるので注意してください。

## 限度額認定証は8月中に更新を

現在の「限度額認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が7月31日です。8月以降も認定証が必要な人は、8月中に更新手続きをしてください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



- 更新受付期間 8月2日（月）～31日（火）
  - 受付場所 市役所柳川庁舎1階健康づくり課（15番窓口）、大和・三橋庁舎市民サービス課
  - 持ってくるもの 対象者本人の被保険者証、現在の「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」、窓口にくる人の本人確認書類（免許証など）、世帯主と認定を受ける人の個人番号が確認できる書類、世帯主の印鑑など
- 【問】市健康づくり課国民健康保険係（☎77・8506）

# 夏はむつごろうランドで有明海を満喫

有明海ならではの「ムツかけ」や「くもで網」体験、キャンプやバーベキューもおすすめ

本格的な夏がやってきました。橋本町の柳川むつごろうランドでは、有明海ならではの体験ができる企画を実施しています。また、同ランドは昨年の改修によってキャンプやバーベキューも楽しめます。詳しくは、柳川むつごろう会の公式サイトで確認してください。今年は、同ランドで思いっきり有明海と柳川の夏を満喫してみませんか。



## ムツゴロウを一本釣り「ムツかけ体験」

- 内容 国内で有明海周辺にしか生息していないムツゴロウの一本釣りを体験（要予約）
- 対象 小学4年生以上（小学生は保護者同伴）
- 料金 60分800円（釣りざお1本込み）

## 柳川の伝統的漁法「くもで網体験」

- 内容 6メートルもの干満差を誇る有明海。日本一の干満差を利用して魚を網ですくい上げる「くもで網」を体験（要予約）
- 対象 18歳以上（18歳未満は18歳以上の同伴必要）
- 料金 60分3000円（1基貸し切り）

## 干拓地での「キャンプ・バーベキュー」

- 時間 ▷日帰り利用＝午前9時～午後5時▷宿泊利用＝午後3時～翌日午前11時
- 料金 ▷日帰り利用（バーベキュー）＝1人100円、



テント1張1010円▷宿泊利用＝1人1泊500円、テント1張1010円  
※調理棟やシャワー室などを利用する場合、別途料金が必要です。

【申・問】柳川むつごろうランド（午前9時～午後5時、月曜定休、☎72・0819）

## 消費生活センター

## 簡単に稼ぐノウハウ「情報商材」にご用心



インターネット上で副業や投資、ギャンブルなどで高額収入を得るノウハウとして販売されている「情報商材」。ここ数年、10代や20代を中心に情報商材の相談が相次いでいます。「誰でも簡単に儲かる」という甘い言葉に惑わされてはいけません。

### 【事例】

「頑張らなくても稼げる副業」というSNSの広告に興味を持った。友達申請して電子書籍をダウンロードすると、広告主から電話があり、FX（外国為替保証金取引）の自動販売ソ

フトを勧められた。「万全のサポート体制」「初心者でも寝ている間に稼げる」という言葉を信じて20万円で契約した。

### 【アドバイス】

インターネット上では、内容に価値が無い情報商材を高額で売りつける詐欺的商法が横行しています。「1日15分の作業で毎月200万円稼げる」といったうまい話を信用してはいけません。

事例のような契約後であっても、クーリング・オフ制度によって契約を解除できることがあります。早めに消費生活センターへ相談してください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

# 柳川の匠「技能功労者」を募集

熟練技術者の推薦を 募集は8月2日から31日まで



技能功労者

市は、長年技能や技術を磨き、後進の指導育成にあたるなど市の産業振興に貢献した人を「技能功労者」として表彰するため、推薦候補者を募集します。詳しくは、市公式サイトで確認してください。

- 対象職種 調理師、菓子製造職、豆腐製造職、写真師、美容師、理容師、昼職、左官職、建具製作職など
- 表彰要件 市内の対象職種で現在も働いていて、令和3年11月1日時点で①～④の要件を全て満たす人  
①次のいずれかに該当する ▷5年以上継続して市内に住んでいる▷5年以上継続して市内で就業している▷20年以上市内に居住して転出後5年を経過していない  
②経験年数が30年以上③満55歳以上④優れた技能を

持ち、日常行為などで後進の模範となっている

- 募集期間 8月2日（月）～31日（火）
- 推薦方法 原則、技能職団体からの推薦。技能職団体がいないときは、他の団体による推薦も可
- 申込方法 市役所大和庁舎1階市商工・ブランド振興課へ、技能功労者推薦書や業績証明資料（表彰状の写し、新聞や業界誌の記事、作品や作業中の写真など）、住民票の写し、同意書（候補者本人の直筆）を提出。技能功労者推薦書や同意書は同課や市公式サイトで配布
- 選考方法・表彰 選考委員会で審査し、被表彰者には、表彰状と記念品を贈呈

【問】同課商工・企業誘致推進係（☎77・8763）